

# 令和5年度宮城県サテライトオフィス設置推進補助金・定着推進補助金

R5.4.1 作成

## 宮城でテレワークしませんか？仕事場と住居の費用を助成いたします。

### ■対象者（2月以上の利用から）

<b>①設置推進補助金</b>	1名のみ でも可	<b>②定着推進補助金</b>	3名以上 の勤務必須
テレワークの実施場所を新たに宮城県内に設ける対象企業、対象大学（法人）及びそれらの正職員（個人）		設置推進補助金を通算6月以上活用した対象企業、対象大学（法人）	

【対象企業】 会社法に規定する会社であって、本社が宮城県内にない企業

【対象大学】 キャンパスが宮城県内に未設置の大学

### ■対象経費 ◆令和6年2月分まで◆月額払いのもの◆

<b>①設置推進補助金</b>	<b>②定着推進補助金</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仕事場（レンタルオフィス、コワーキングスペース等）の賃料</li> <li>・ 住居の賃料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仕事場（レンタルオフィス、コワーキングスペース等）の賃料のみ</li> </ul>
<small>※ 賃料には管理費・共益費を含み、敷金・礼金・保証金等は含まない。 ※ マンション・アパートの一室を「仕事場兼住居」とする場合は仕事場扱い。</small>	

### ■交付内容

<b>①設置推進補助金</b> （仕事場と住居併給可）	<b>②定着推進補助金</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仕事場 限度額：10万円/月 × 利用月数</li> <li>・ 住居 限度額：4万円/月 × 利用月数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仕事場 限度額：15万円/月 × 利用月数</li> </ul>
<small>※ 交付額の算出方法 交付額 = 月ごとに算出した選定額の合計額 (1) 対象経費 × 補助率 = 算定額（※100円未満切捨て） (2) 算定額と限度額とを比較して少ない方の額 = 選定額</small>	

補助率		適用市町村
①設置	②定着	
2 / 3	3 / 4	石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、大郷町、色麻町、加美町、涌谷町、美里町、女川町、南三陸町
1 / 2	2 / 3	仙台市、名取市、富谷市、大河原町、利府町、大和町、大衡村

### ■申請手続き

※ 法人申請の場合は、複数の職員分をまとめて申請できます。

- ・ 契約・使用期間の開始日から**40日以内**に申請書を下記まで提出
- ・ 募集期間 令和5年4月1日(土)～令和6年1月31日(水)

※ 前年度の利用月数が2月に満たず、申請できなかった場合等は**令和5年4月14日(金)**まで

※ 申請額が予算の上限に達した場合は、途中で募集を停止します。その際は下記HPでお知らせします。

#### 【お問い合わせ先】

宮城県企画部地域振興課地方創生支援班  
TEL 022-211-2425  
E-mail tisins@pref.miyagi.lg.jp

#### 【申請様式・手続きの詳細】

宮城県ホームページから「宮城でテレワーク」で検索  
<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sinkou/satelliteoffice-setup.html>



# ■Q&A

【Q1】サテライトオフィスが所属として位置付けられ、人事異動でサテライトオフィス勤務になる場合も対象になるか。

【A1】 サテライトオフィスが所属として位置づけられ、そこに人事発令されて勤務するようなケースは対象外となります。

【Q2】グループ会社の営業所が宮城県内にある場合は、対象外となるのか？

【A2】 資本関係や業務提携関係等があっても、申請（所属）する会社として要件を満たしていれば対象となります。

【Q3】複数の施設を借りた場合、補助対象はどうなるか？

【A3】 契約単位を基準として補助対象とするので、複数の契約を締結している場合、契約数分が補助対象となります。

【Q4】支店・営業所からの申請は可能か？

【A4】 契約締結権を有し、補助金が振り込まれる支店・営業所名義の口座があれば可能です。

【Q5】駐車場は賃料に含まれるか？

【A5】 オフィス、住居の賃貸借契約書の中に含まれている場合は、含まれます。

【Q6】宮城県内には、どのようなコワーキングスペースがあるのか？

【A6】 宮城県公式ウェブサイトの「宮城県のコワーキングスペースの御案内」を御覧ください。  
トップページ > 分類 > しごと・産業 > 産業支援・企業支援 > 中小企業支援  
> 宮城県の創業支援関連情報について > 宮城県のコワーキングスペースの御案内

【Q7】補助金はいつ受け取れるのか？

【A7】 ・原則として実績報告書提出後に補助金の額を確定した上で支払われます。（目安：3月末）  
・ただし、9月と12月に、それまでに支払いの済んだ範囲内で、概算払を請求することができます。  
・支払いを証明する書類の保管を必ず行ってください。（振込依頼書、通帳の写し、領収書等）

【Q8】勤務証明書の証明者は、誰をイメージしているのか？

【A8】 人事担当課長をイメージしていますが、証明権限がある方であれば、他の方で構いません。

【Q9】3月に支払った4月分の家賃は対象となるか。

【A9】 4月分の家賃であることが領収証等で確認できれば対象とします。

【Q10】宮城県の県税の納税証明書の取得方法は？

【A10】 下記URLから、管轄の県税事務所へ事前にお問い合わせの上、取得願います。  
<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/zeimu/iimusyorist.html> （税務課HP「県税の窓口」）

## ■申請のために準備する書類

交付申請書（様式第1号） ※各様式は宮城県公式ウェブサイトからダウンロードできます。「サテライトオフィス」で検索



### <添付書類>

- ① 交付申請額内訳書（別紙様式1-1）サテライトオフィス用  
※該当するもの（別紙様式1-2）居住住宅用
- ② 賃貸借契約書の写し（契約書を作成しない場合は、利用申込み内容とその料金を確認できる書類の写し）
- ③ 法人の概要が分かる資料（例：会社・大学案内パンフレット等）
- ④ 県外からの転入を証する書類（住民票）

### 個人申請の場合

- ⑤ 勤務証明書（別紙様式1-4）対象企業用  
※該当するもの（別紙様式1-5）対象大学用
- ⑥ 暴力団排除に関する誓約書（参考様式）個人
- ⑦ 宮城県の県税の納税証明書（個人分）

### 法人申請の場合

- ⑤ テレワーク実施計画書（別紙様式1-3）
- ⑥ 登記事項証明書（3か月以内のもの。大学は不要。）
- ⑦ 暴力団排除に関する誓約書（参考様式）法人
- ⑧ 宮城県の県税の納税証明書（法人分） ※定着推進補助金は1-2

## 交付決定後の手続き

- ・テレワークの実施場所を変更するとき → 変更承認申請書（様式第2号）
- ・テレワークを途中でやめるとき → 中止（廃止）承認申請書（様式第3号）
- ・事業が完了したとき → 実績報告書（様式第4号）